

## 安城市指定事業者等による第1号事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安城市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年4月1日施行。以下「総合事業実施要綱」という。）第3条第1号ア（ア）及び（イ）並びにイ（ア）及び（イ）に規定する指定事業者による第1号事業（以下「第1号事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

(指定の申請及び更新)

第3条 法第115条の45の3第1項の指定を受けようとする者は、安城市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請書（様式第1）により市長に申請しなければならない。

2 法第115条の45の6第1項の更新を受けようとする者は、安城市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定更新申請書（様式第2）により市長に申請しなければならない。

(指定の基準)

第4条 省令第140条の63の6に規定する市が定める基準は、市長が別に定める。

(指定事業者の指定等)

第5条 市長は、法第115条の45の5第1項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、法第115条の45の3第1項の指定をしてはならない。

(1) 申請者が法人でないとき。

(2) 申請者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）であるとき又は暴力団員若しくは暴力団関係者が申請者の同法第9条第21号ロに規定する役員となっていると

き。

- (3) 当該申請に係る法人の法第70条第2項第6号に規定する役員等（以下「役員等」という。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (4) 申請者（当該申請に係る法人の役員等を含む。次号、第6号及び第10号において同じ。）が、法又は政令第35条の2各号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (5) 申請者が、政令第35条の3各号に掲げる労働に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (6) 申請者が、保険料等（法第70条第2項第5号の3の保険料等をいう。以下この号において同じ。）について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
- (7) 申請者が、法第115条の45の9（第1号を除く。）の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定の取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものに該当する場合を除く。
- (8) 申請者と密接な関係を有する者が、法第115条の45の9（第1号を除く。）の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況そ

の他の当該事実に関して当該指定事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものに該当する場合を除く。

(9) 申請者が、法第115条の45の9（第1号を除く。）の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に省令第140条の62の3第2項第4号の規定による第1号事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(10) 前号に規定する期間内に省令第140条の62の3第2項第4号の規定による第1号事業の廃止の届出があった場合において、当該申請に係る法人の役員等が、前号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(11) 申請者が、当該申請前5年以内に法第23条に規定する居宅サービス等又は第1号事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

2 市長は、法第115条の45の5第1項の申請があった場合において、本市の区域において提供される第1号事業の量が、法第117条第1項の規定により市が定める介護保険事業計画において定める本市の区域における当該第1号事業の見込量に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該介護保険事業計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、法第115条の45の3第1項の指定をしないことができる。

3 市長は、法第115条の45の3第1項の指定を行うに当たって、当該第1号事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。

（変更の届出等）

第6条 指定事業者は、省令第140条の63の5第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、安城市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者変更届出書（様式第3）により、10日以内に、市長に届け出なければならない。

2 指定事業者は、当該指定に係る第1号事業を廃止し、又は休止しようとするときは、安城市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者廃止・休止・再開届出書（様式第4）により、その廃止又は休止の日の1月前までに、市長に届け出な

なければならない。

- 3 指定事業者は、休止した当該指定に係る第1号事業を再開したときは、安城市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者廃止・休止・再開届出書により、10日以内に、市長に届け出なければならない。

(事業者に関する情報の提供)

第7条 市長は、第3条及び前条の規定による申請又は届出があった場合において、当該申請に対する指定若しくは指定の更新又は当該届出の受理（以下「指定等」という。）をしたときは、県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 当該事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 指定年月日及び指定更新年月日並びに指定有効期間満了日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 事業所番号
- (7) 管理者の氏名、生年月日及び住所
- (8) 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

(指定の取消し等に係る通知)

第8条 市長は、法第115条の45の9の規定により指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、その理由を付して、当該指定事業者に通知するものとする。

(指定の有効期間)

第9条 省令第140条の63の7の市町村が定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、当該期間は、6年を超えることはできないものとする。

- (1) 指定訪問介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下この条において同じ。）に係る法第41条第1項本文の指定を受けている者が、当該指定を受けた後に、介護予防訪問サービス事業（総合事業実施要綱第3条第1号ア（ア）に規定する介護予防訪問サービス事業をいう。以下この条

において同じ。)に係る指定事業者の指定を受け、かつ、当該介護予防訪問サービス事業と当該指定訪問介護の事業とを同一の事業所において一体的に運営する場合における当該介護予防訪問サービス事業に係る最初の指定事業者の指定の有効期間(当該指定事業者の同意がある場合に限る。) 当該指定事業者の指定の時点における指定訪問介護に係る法第41条第1項本文の指定の有効期間の満了の日まで

(2) 指定訪問介護に係る法第41条第1項本文の指定を受けている者が、当該指定を受けた後に、生活支援訪問サービス事業(総合事業実施要綱第3条第1号ア(イ)に規定する生活支援訪問サービス事業をいう。以下この号において同じ。)に係る指定事業者の指定を受け、かつ、当該生活支援訪問サービス事業と当該指定訪問介護の事業とを同一の事業所において一体的に運営する場合における当該生活支援訪問サービス事業に係る最初の指定事業者の指定の有効期間(当該指定事業者の同意がある場合に限る。) 当該指定事業者の指定の時点における指定訪問介護に係る法第41条第1項本文の指定の有効期間の満了の日まで

(3) 指定通所介護(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第4条に規定する指定通所介護をいう。以下この条において同じ。)に係る法第41条第1項本文の指定を受けている者が、当該指定を受けた後に、介護予防通所サービス事業(総合事業実施要綱第3条第1号イ(ア)に規定する介護予防通所サービス事業をいう。以下この条において同じ。)に係る指定事業者の指定を受け、かつ、当該介護予防通所サービス事業と当該指定通所介護の事業とを同一の事業所において一体的に運営する場合における当該介護予防通所サービス事業に係る最初の指定事業者の指定の有効期間(当該指定事業者の同意がある場合に限る。) 当該指定事業者の指定の時点における指定通所介護に係る法第41条第1項本文の指定の有効期間の満了の日まで

(4) 指定通所介護に係る法第41条第1項本文の指定を受けている者が、当該指定を受けた後に、生活支援通所サービス事業(総合事業実施要綱第3条第1号イ(イ)に規定する生活支援通所サービス事業をいう。以下この号において同じ。)に係る指定事業者の指定を受け、かつ、当該生活支援通所サービスと当該指定通所介護の事業とを同一の事業所において一体的に運営する場合における当該生活支援通所サービスに係る最初の指定事業者の指定の有効期間(当該指定事業者の同意がある場合に限る。) 当該指定事業者の指定の時点におけ

る指定通所介護に係る法第41条第1項本文の指定の有効期間の満了の日まで  
(5) 前各号以外の場合 指定事業者の指定の日（指定事業者の指定の更新の場合  
は、従前の有効期間の満了の日の翌日）から起算して6年  
(公示)

第10条 市長は、次に掲げる場合には、次項に規定する事項を公示しなければならない。

- (1) 法第115条の45の3第1項の指定又は法第115条の45の6第1項の更新をしたとき。
- (2) 省令第140条の62の3第2項第4号の規定による第1号事業の廃止の届出があったとき。
- (3) 法第115条の45の9の規定により指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

2 前項の規定により公示しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 当該指定事業者の名称
- (2) 当該指定に係る事業所の名称及び所在地
- (3) 指定をし、指定の更新をし、第1号事業の廃止の届出の受理をし、又は指定を取り消した場合にあっては、その年月日
- (4) 指定の全部又は一部の効力を停止した場合にあっては、その内容及びその期間
- (5) 第1号事業の種類  
(第1号事業の支給の額)

第11条 第1号事業の支給額は、別に要綱で定める。  
(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、第1号事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1 (第3条関係)

安城市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請書

年 月 日

安城市長

所在地  
申請者 名称  
代表者氏名

介護保険法に規定する事業所に係る指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

事業所所在市町村番号

申請者	フリガナ					
	名称					
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 - ) ----- (ビルの名称等)				
	連絡先	電話番号		FAX番号		
	法人の種類別			法人所轄庁		
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名		フリガナ 氏名	生年月日	
	代表者の住所	(郵便番号 - )				
指定を受けようとする事業所の種類	フリガナ					
	事業所等の名称					
	事業所等の所在地	(郵便番号 - ) ----- 電話番号 ( ) FAX番号 ( )				
	同一所在地において行う事業の種類			実施事業	指定申請をする事業の事業開始予定年月日	既に指定を受けている事業の指定年月日
	訪問事業 第1号					
	通所事業 第1号					
介護保険事業所番号		(既に指定を受けている場合)				
指定を受けている他市町村名						
医療機関コード等						
※今回申請する事業の最初の指定有効期間を同一所在地において行う同種の事業の有効期間に合わせる。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ						

備考1 「事業所所在市町村番号」欄には記載しないでください。

- 2 「法人の種別」欄は、「社会福祉法人」「医療法人」「一般社団法人」「公益社団法人」「一般財団法人」「公益財団法人」「株式会社」等の別を記入してください。
- 3 「法人所轄庁」欄、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 4 「実施事業」欄は、今回申請するもの及び既に指定を受けているものについて、該当する欄に「○」を記入してください。
- 5 「指定申請をする事業の事業開始予定年月日」欄は、該当する欄に事業の開始予定年月日を記載してください。
- 6 「既に指定を受けている事業の指定年月日」欄は、介護保険法による指定事業者として指定された年月日を記載してください。
- 7 保険医療機関、保険薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、その全てを記載してください。

様式第2 (第3条関係)

安城市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定更新申請書

年 月 日

安城市長

所在地  
申請者 名称  
代表者氏名

介護保険法に規定する事業所に係る指定の更新を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

		事業所所在地市町村番号			
申請者	フリガナ				
	名称				
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 ー )			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
	法人の種別			法人所轄庁	
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名		フリガナ 氏名	生年月日
	代表者の住所	(郵便番号 ー )			
事業所	フリガナ				
	名称				
	所在地	(郵便番号 ー )			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
	サービス名				
	当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき。				
	フリガナ				
	名称				
所在地	(郵便番号 ー )				
連絡先	電話番号		FAX番号		
現に受けている指定の有効期間満了日					
誓約書					
※今回申請する事業の更新に係る有効期間を同一所在地において行う同種の事業の有効期間に合わせる。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ					

様式第3（第6条関係）

安城市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者変更届出書

年 月 日

安城市長

所在地  
申請者 名称  
代表者氏名

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

		介護保険 事業者番号											
指定内容を変更した事業所		名称											
		所在地											
サービスの種類													
変更があった事項		変更の内容											
1		(変更前)											
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8		(変更後)											
9													
10													
11													
12													
13													
14													
変更年月日		年 月 日											

様式第4（第6条関係）

安城市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者廃止・休止・再開届

年 月 日

安城市長

所在地  
申請者 名称  
代表者氏名

次のとおり事業の廃止（休止・再開）をいたしましたので届け出ます。

	介護保険事業所番号												
廃止（休止・再開）する 事業所	名称												
	所在地												
サービスの種類													
休止・廃止・再開の別	休止 ・ 廃止 ・ 再開												
休止・廃止・再開する 年月日	年 月 日												
休止・廃止・再開する 理由													
現にを受けている者 に対する措置（休止・廃 止した場合のみ）													
休止予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日												